

平成30年度 釧路市こども保健部こども育成課  
嘱託職員募集要領（児童厚生員）。

1. 募集職種・採用予定者数及び応募資格等

募集職種	採用予定者数	応募資格
児童厚生員	3名程度	次のいずれかの資格を有する者又は、資格を有する見込みの者 (1)幼・小・中・高のいずれかの教諭の資格を有する者 (2)保育士の資格を有する者 (3)社会福祉士の資格を有する者 (4)その他、別紙のとおり

※ 次の事項に該当する者は、応募できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

2. 選考方法及び日程等

試験科目	日 程
面 接	受付ごとに面接日時・面接場所を調整します。

3. 応募手続き及び受付期間

- (1) 申込方法 防災庁舎3階のこども育成課こども未来づくり担当又は、市ホームページにある応募紙に所定事項を記入（写真添付）し、応募資格に該当することを証明する書類（写し）を添付の上、提出してください。
- (2) 受付期間 随時受付
- (3) 問 合 先 〒085-8505 釧路市 黒金町 8丁目2番地  
釧路市 こども保健部こども育成課こども未来づくり担当（TEL31-4584）

4. 勤 務 条 件

- (1) 給 与 報 酬 月額 144,300円  
交 通 費 2km以上の場合支給
- (2) 勤 務 時 間 週 29時間（シフト勤務時間採用による）
- (3) 採 用 月 日 採用時に調整
- (4) 主たる業務内容 児童厚生施設において、児童に遊びの環境を提供し、指導する

## 応募資格（別紙）

- 1 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 2 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 3 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者